○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第百二十九号)

(注)四月二十五日に公表した平成二十五年金融商品取引法等改正(1年半以内施行)等に係る投資信託及び投資法人に関する法律施行規則案(未公布)

改 正 案 注 施 行 後 今 口 0 改 正 案

。 次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする 第百五条 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、 気

(規約の記載事項の細目

一 法第六十七条第一項第七号に掲げる事項 次に掲げるもの

イ〜ホ (略)

合は、その旨 合は、その旨 合は、その旨

(規約の記載事項の細目)

次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする第百五条 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、

法第六十七条第一項第七号に掲げる事項 次に掲げるもの

イ〜ホ (略)

資として運用することを目的とする場合は、その旨上権、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権又はこ上権、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権又はこ

ト (略)

(新設)

海外不動産保有法

人の発行済株式又は出資

(当該海外不動産保有法人が有する自

令第百十六条の二に定める場合において、

略)

は出資を取得する場合には、その旨に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該発行済株式又己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額に第二百二十一条

三去寫二二(略)

三 法第六十七条第一項第九号に掲げる事項 次に掲げるもの

イ〜ハ (略)

四~七 (略)

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

る事項は、次に掲げる事項とする。 第百三十五条 法第八十三条第一項第七号に規定する内閣府令で定め

一·二 (略)

三 海外不動産保有法人の発行済株式又は出資を有する場合(当該

式又は出資を除く。)の総数又は総額に第二百二十一条に規定す発行済株式又は出資(当該海外不動産保有法人が有する自己の株

 る率を乗じて得た数又は額を超えて当該発行済株式又は出資を有

掲げる事項

イ 当該海外不動産保有法人に対する投資額

益の分配方針
一当該海外不動産保有法人の組織形態、目的、事業内容及び利

又は出資の数又は額の当該海外不動産保有法人の発行済株式又、当該投資法人の資産に属する当該海外不動産保有法人の株式

二 (略)

三 法第六十七条第一項第九号に掲げる事項

次に掲げるもの

イ〜ハ (略)

四~七 (略)

į

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

る事項は、次に掲げる事項とする。第百三十五条 法第八十三条第一項第七号に規定する内閣府令で定め

一·二 (略)

(新設)

を除く。)の総数又は総額に対する割合は出資(当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資

制の内容
当該海外不動産保有法人が所在する国における配当に係る規

次に掲げる事項産(以下この号において「間接投資不動産」という。)に関する一産(以下この号において「間接投資不動産」という。)に関する四一前号に規定する場合において海外不動産保有法人が有する不動

用途、 準じて公正と認められる価格をいう。 鑑定評価額、 た間接投資不動産について、 地域別、 面積、 用途別及び賃貸の用又はそれ以外の用の別に区分し 構造、 公示価格、 所有権又はそれ以外の権利の別及び価格 路線価、 各物件の名称、 販売公表価格その他これらに 以下この号において同じ 所在地、 所有者、

| 価格の評価方法及び評価者の氏名又は名称

ハ担保の内容

不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要(行っての価格に重要な影響を及ぼす事項をいう。ホにおいて同じ。)不動産の状況(不動産の構造、現況その他の間接投資不動産

計額に占める割合をいう。)
各物件の投資比率(当該物件の価格が全ての物件の価格の合

いない場合には、

その旨)及び調査者の氏名又は名称

-トにおいて「テナント」という。)がある場合には、次に掲げ-間接投資不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方(以下

(新設)

る事項(やむを得ない事情により記載できないものにあっては

(1)その旨) テナントの総数、 賃料収入の合計 賃貸面積の合計 賃貸

能面積の合計及び過去五年間の一定の日における稼働率

可

- (2)る稼働率 合計、賃貸可能面積の合計及び過去五年間の一定の日におけ 物件ごとのテナント の総数 賃料収入の合計、 賃貸面積の
- (3)ものをいう。 間接投資不動産に係る賃貸面積の合計の百分の十以上である その他賃貸借契約に関して特記すべき事項 賃貸面積 主要なテナント 約満了日 がある場合には、 (当該テナントの賃貸面積の合計 契約更改の方法 その名称、 業種、 敷金又は保証金 が全ての 十間賃料

五 六 (略)

(投資主総会参考書類の記載の特則

第百五十四条 用に供する部分に記録され、 信回線に接続することにより、 置く措置 続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に する時から当該投資主総会の日から三月が経過する日までの間、 のを除く。)に係る情報を、当該投資主総会に係る招集通知を発出 ネットに接続された自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通 (第百十四条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インタ 投資主総会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるも 又は当該装置に入力される情報を自動 その記録媒体のうち自動公衆送信の 継

> 三| 略

(投資主総会参考書類の記載の特則)

第百五十四条 する時から当該投資主総会の日から三月が経過する日までの間、 用に供する部分に記録され、 置く措置(第百十四条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インタ 続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に のを除く。)に係る情報を、 信回線に接続することにより、 ーネットに接続された自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気诵 投資主総会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるも 当該投資主総会に係る招集通知を発出 又は当該装置に入力される情報を自動 その記録媒体のうち自動公衆送信の 継

めがある場合に限る。 提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定事項は、当該事項を記載した投資主総会参考書類を投資主に対して用する方法によって行われるものに限る。)をとる場合には、当該公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。)を使

(略)

会参考書類に記載することとしている場合における当該事項ものを除く。)及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主総十五号まで、第七十四条第一号から第四号まで(会計監査人に係二 投資法人の計算に関する規則第七十三条第一項第一号から第二

三・四 (略)

2

(略)

(運用明細書)

げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲 る金融商品取引業等に関する内閣府令第百七十条第一項の規定の適第二百六十八条 法第二百二十三条の三第三項に規定する場合におけ

			銘柄
において同じ。) である場合	は地上権をいう。以下この項	(不動産、不動産の賃借権又	銘柄(取引の対象が不動産等

第三号

めがある場合に限る。 提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定事項は、当該事項を記載した投資主総会参考書類を投資主に対して用する方法によって行われるものに限る。)をとる場合には、当該

(略)

会参考書類に記載することとしている場合における当該事項るものを除く。)及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主総十三号まで、第七十四条第一号から第四号まで(会計監査人に係投資法人の計算に関する規則第七十三条第一項第一号から第二

三・四(略)

2 (略)

(運用明細書)

げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲第二百六十八条 法第二百二十三条の三第三項に規定する場合におけ

において同じ。)である場合		
は地上権をいう。以下この項		
(不動産、不動産の賃借権又		
銘柄(取引の対象が不動産等	銘柄	第三号

な事項、 出資 にあっては所在、地番その他 る率を乗じて得た数又は額を 同令第 めに必要な事項、 の当該不動産等を特定するた 能エネルギー発電設備 不動産を特定するために必要 産の所在 合にあっては銘柄、 又は出資に限る。 超えて有する当該発行済株式 を除く。 が有する自己の株式又は出資 人をいう。 律施行規則第百五条第一号へ 信託及び投資法人に関する法 に規定する海外不動産保有法 動産保有法人の有する不動 同じ。 海外不動産保有法人 (当該海外不動産保有法人 (当該発行済株式又は出 取引の対象が再生可 百三 の総数又は総額に の発行済株式又は 以下この号におい 地番その他の当該 十一条に規定す 取引の対象 当該海外 である場 (投 資

号において同じ。) である場 する設備の区分等をいう。) 令第四十六号) 第二条に規定 ネルギー発電設備の用に供す 」という。)第三条第十一号 の号において「投信法施行令 関する法律施行令(平成十二 その他当該再生可能エネルギ 達に関する特別措置法施行規 再生可能エネルギー電気の調 る土地の所在及び地番、 年政令第四百八十号。以下こ が再生可能エネルギー発電設 めに必要な事項、取引の対象 の当該不動産等を特定するた にあっては所在、地番その他 の区分等(電気事業者による 合にあっては当該再生可能 に規定する再生可能エネルギ 発電設備を特定するために 発電設備をいう。以下この (平成二十四年経済産業省 (投資信託及び投資法人に 設備

運営権 該再生可能エネルギー発電設 四百八十号。以下この号にお 律施行令 等運営権をいう。以下この号 備を特定するために必要な事 る再生可能エネルギー発電設 信託及び投資法人に関する法 第十二号に規定する公共施設 の区分等をいう。)その他当 六号)第二条に規定する設備 る特別措置法施行規則 エネルギー電気の調達に関す 所在及び地番、 発電設備の用に供する土地の ては当該再生可能エネルギー 備をいう。以下この号におい て同じ。) である場合にあっ 一十四年経済産業省令第四十 、電気事業者による再生可能 取引の対象が公共施設等 第三条第十一号に規定す 「投信法施行令」という (投信法施行令第三条 (平成十二年政令第 設備の区分等 (平 成

事項、 の所在、 するサービスの提供を含む。 及び維持管理並びにこれらに 規定する公共施設等をいう。 下この号において同じ。)で 共施設等運営権 営権を特定するために必要な 公共施設等の管理者等をいう 者等(同条第三項に規定する 関する企画をいい、国民に対 以下この号において同じ。) 第百十七号)第二条第一項に 関する法律(平成十一年法律 公共施設等の整備等の促進に 施設等運営権に係る公共施設 ある場合にあっては当該公共 令第三条第十二号に規定する 公共施設等運営権をいう。以 必要な事項、 の内容、)その他当該公共施設等運 (民間資金等の活用による 取引の対象が有価証券 地番、運営等 公共施設等の管理 取引の対象が公 (投信法施行 (運営

引の対象が有価証券、デリバ定するために必要な事項、取 地番、 律 ティブ取引に係る権利、不動 等の管理者等をいう。)その 条第三項に規定する公共施設 ビスの提供を含む。)の内容 画をいい、国民に対するサー 管理並びにこれらに関する企 号において同じ。)の所在、 等の整備等の促進に関する法 資金等の活用による公共施設 営権に係る公共施設等(民間 にあっては当該公共施設等運 において同じ。)である場合 定する商品投資等取引をいう 信法施行令第三条第十号に規 産等又は商品投資等取引 他当該公共施設等運営権を特 公共施設等をいう。以下この 公共施設等の管理者等(同 (平成十一年法律第百十七 第二条第一項に規定する 運営等(運営及び維持

> 産の種類及び内容) 産の種類及び内容) 産の種類及び内容) 産の種類及び内容) 産の種類及び内容)

	(略)					
-	- (略)					
	- 略	類及び内容)	場合にあっては当該資産の種	設等運営権以外の資産である	ネルギー発電設備又は公共施	。)に係る権利、再生可能エ
	(略)					
-	- (略)					
-	- (略)					